

5. 受取口座 (注)1.申請・請求者名義に限ります。

金融機関情報等	金融機関コード	金融機関名	支店コード	支店名	分類
			1.銀行 2.信金 3.信組		
	口座番号 (右詰めでお書きください。)		口座名義(フリガナのみ) ※「申請・請求者」名義に限ります。 ※通帳の表記に合わせてください。		

※口座番号、通帳記号・番号の記載誤りがないか再度確認ください。記載誤りがあると給付が遅れることがあります。
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

- 公金受取口座(1.の申請・請求者の口座)への振込みを希望します。(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公金受取口座の登録が必要です。登録口座を変更した場合、変更前の口座へ支給する場合があります。
※児童手当・特別児童扶養手当の申請の有無にかかわらず、公金受取口座の利用を希望することができます。

6. 誓約・同意事項

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)(以下「給付金(ひとり親世帯以外分)」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件の該当性等を審査するため、札幌市に必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、札幌市において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯以外分)の請求書として取り扱います。
- 札幌市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年2月28日までに、札幌市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯以外分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(ひとり親世帯以外分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯以外分)を返還します。
- 同一児童について給付金(ひとり親世帯分)または(ひとり親世帯以外分)を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯以外分)を返還します)。

7. (公務員の方のみ)

公務員児童手当受給状況証明欄

証明欄 附番

※この欄は所属庁が記入しますので申請・請求者は記入しないでください。

申請・請求者内容等は相違なく、オモテ面の申請・請求者は、オモテ面____人の対象児童に係る
令和____年____月分の児童手当の受給者であること等について証明します。

令和 年 月 日

証明者

印

(証明事務担当
担当課(室)・担当係
電話番号)

提出書類 ※表面の「2.支給要件」ごとに必要書類が異なります。

「Ⅰ 令和5年度分の市町村民税均等割が非課税」の方

「Ⅱ 家計急変」の方

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書(請求書)』(本書)
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書(請求書)』(本書)
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
- 『簡易な収入見込額の申立書』(別紙様式第4号)
- 『申請・請求者及び配偶者等分の収入を証明できる書類の写し(コピー)』

上記提出書類の詳細については、別紙の「添付書類貼付台紙」をご確認ください。
また、個別の事情により上記以外の書類が必要な場合もありますので、本書の記入見本も必ずご確認ください。

添付書類貼付台紙

『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

以下のうち、いずれか1点の写し(コピー)を貼り付けてください。

- 運転免許証
- 健康保険証
※被保険者番号・記号・番号は黒塗り(マスキング)して見えないようにしてください。
- 年金手帳
- 介護保険証
- パスポート
- マイナンバーカード【表面】
※マイナンバーカード裏面の個人番号は添付しないでください。
マイナンバー通知カードは添付しないでください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

金融機関名・支店名・口座番号・口座名義が確認できる書類(通帳やキャッシュカード等)の写し(コピー)を貼り付けてください。

申請書表面の「2. 支給要件」が「Ⅱ家計急変」の方は、以下の書類も同封してください

- 『簡易な収入見込額の申立書』(別紙様式第4号)
- 『申請・請求者及び配偶者等分の収入を証明できる書類』
※令和5年1月分以降(任意のひと月分)の給与明細、帳簿、年金振込通知書等、収入額が分かる書類の写し(コピー)を同封してください。